

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）から、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されること及び放射性物質等の事業所外運搬中において、放射性物質又は放射線が異常な水準で輸送容器外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、柏崎市（以下「市」という。）、新潟県（以下「県」という。）、関係市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び原子力事業者がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、柏崎市民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 本市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」及び「新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、十分に整合性を図った上で作成したものである。

2 本市における他の災害対策との関係

この計画は、「柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については柏崎市地域防災計画（風水害等対策編）及び同（地震・津波災害対策編）によるものとし、武力攻撃等に起因する「武力攻撃等による原子力災害」の対応は、柏崎市国民保護計画で定める。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画及び新潟県地域防災計画、又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを修正する。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民等への周知を図る。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期する。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、専門的・技術的事項について、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守する。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故（発電所を設計する際に考慮されている事故を上回る事故であり、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象等をいう。）を想定する。

なお、防護対策を実施するに当たって留意すべき事項は、原子力災害対策指針に基づき次のとおりとする。

1 発電所で想定される放射性物質の放出形態

発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。

これらは、プルームとなり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等への付着や、雨水等によるそれらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

また、事故による放出は必ずしも単一の形態によらず、発電所からの冷却水の漏えいによる場合など、複合的であることを十分考慮する必要がある。

2 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質の放出や放射線量の上昇という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- (1) 原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- (2) 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じるできないこと。
- (3) 平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- (4) 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- (5) 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の避難・屋内退避、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、原子力災害対策の特殊性を考慮しつつ、一般的な防災対策と連携して対応する必要がある。

第6節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

本市において原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲は、市内全域とし、以下のとおり発電所の中心からの距離等に応じて、必要な措置を講じるなど住民等の安全の確保に万全を期する。

なお、原子力災害対策重点区域については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、次のとおりとする。

1 即時避難区域

即時避難区域（予防的防護措置を準備する区域、P A Z : Precautionary Action Zone、以下「即時避難区域（P A Z）」という。）は、発電所からおおむね半径5キロメートル圏の次の地区コミュニティの区域とする。

原子力災害対策重点区域	
即時避難区域（P A Z）	高浜地区、荒浜地区、松波地区、南部地区、二田地区、中通地区、西中通地区

即時避難区域（P A Z）は、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準である緊急時活動レベル（以下「E A L」という。）に応じて、放射性物質が環境中に放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。

具体的には、全面緊急事態の発生後、指示を受けて、原則として直ちに発電所からおおむね半径30キロメートル圏外への避難を実施する必要がある。

また、安定ヨウ素剤は指示があった場合、服用を実施する。

なお、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設に屋内退避することも容認する。

2 避難準備区域

避難準備区域（緊急防護措置を準備する区域、U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone、以下「避難準備区域（U P Z）」という。）は、即時避難区域（P A Z）を除く全ての地区コミュニティの区域とする。

原子力災害対策重点区域	
避難準備区域（U P Z）	即時避難区域（P A Z）を除く全地区

避難準備区域（U P Z）は、確率的影響のリスクを低減するため、E A Lや運用上の介入レベル（以下「O I L」という。）に基づき、緊急防護措置を準備する区域である。

具体的には、全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとと

もに、放射性物質の放出後に、緊急時モニタリングによる空間放射線量率の測定結果がO I Lの基準を超えた場合は、指示を受けて発電所からおおむね半径30キロメートル圏外への避難又は一時移転を実施する必要がある。

また、避難等と併せて安定ヨウ素剤の配布及び服用をできる限り速やかに実施する。

なお、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）においては、原子力災害対策を実施すべき地域の範囲を県内全域とし、このうち、原子力災害対策重点区域について、本市のほか、即時避難区域（PAZ）を刈羽村、避難準備区域（UPZ）を長岡市の一部、小千谷市、十日町市の一部、見附市、燕市の一部、上越市の一部、出雲崎町とし、避難準備区域（UPZ）の外の地域を放射線量監視地域（UPZ外）としている。

第7節 発電所の状態に基づく緊急事態区分

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備や実施等を適切に進めることが重要である。

このような対応を実現するため、発電所の状況に応じて、緊急事態を以下のとおり区分する。

1 情報収集事態

本市又は刈羽村（本市又は刈羽村の震度が発表されない場合は近傍の市町の震度を用いる。）で震度5弱又は震度5強を観測する地震が発生した段階、その他発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された段階。

この段階において、市は原子力災害警戒本部を設置する。

2 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針で定める施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階。

この段階において、市は原子力災害警戒本部を設置する。

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、即時避難区域（PAZ）内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として、次に掲げる者をいう。

ア 要配慮者（高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を有する者をいう。以下同じ。）（イ又はウに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者

ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

3 施設敷地緊急事態

発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電

所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の予防防護措置の準備を開始する必要がある段階。

この段階において、市は原子力災害対策本部を設置する。

4 全面緊急事態

発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

この段階においても、市は原子力災害対策本部を設置する。

第8節 関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、関係市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定地方公共機関、その他公共機関及び原子力事業者等原子力防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管事務又は業務を通じて原子力防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、柏崎市地域防災計画（風水害等対策編）及び同（地震・津波災害対策編）第1章第2節「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」によるほか、次のとおりとする。

関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
柏崎市	1 原子力防災に関する知識の普及、啓発及び原子力防災訓練に関すること	防災・原子力課
	2 通信連絡網の整備に関すること	〃
	3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること	〃
	4 県の実施する発電所周辺地域における環境条件の把握作業の協力に関すること	〃
	5 事故状況の把握及び連絡に関すること	〃
	6 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置に関すること	〃
	7 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること	〃
	8 国の専門家等の派遣要請及び受け入れに関すること	〃
	9 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること	総合企画部
	10 緊急時モニタリングへの協力に関すること	市民生活部
	11 住民等の避難及び屋内退避の措置に関すること	防災・原子力課
	12 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること	福祉保健部
	13 飲食物及び地域生産物の摂取制限に関すること	上下水道部 産業振興部
	14 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること	産業振興部
	15 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること	〃
	16 市道の通行確保、交通規制及び立入制限に関すること	都市整備部
	17 輸送車両の確保及び配車に関すること	防災・原子力課 財務部

	<p>18 必要物資の調達に関する事</p> <p>19 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関する事</p> <p>20 市が管轄する防災業務関係者の被ばく管理に関する事</p> <p>21 放射性物質及び放射性物質に汚染された物質（以下「汚染物質」という。）の除去及び除染に関する事</p> <p>22 各種制限措置の解除に関する事</p> <p>23 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関する事</p> <p>24 風評被害等の影響の軽減に関する事</p> <p>25 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に関する事</p> <p>26 心身の健康相談に関する事</p> <p>27 教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関する事</p> <p>28 児童、生徒の屋内退避及び避難に関する事</p> <p>29 学校施設の屋内退避施設としての使用協力に関する事</p>	<p>防災・原子力課 産業振興部 上下水道部 産業振興部 防災・原子力課 総合企画部 防災・原子力課 市民生活部 防災・原子力課 産業振興部 上下水道部 防災・原子力課 市民生活部 産業振興部 産業振興部 "</p> <p>福祉保健部 文教部 "</p> <p>"</p>
<p>柏崎市消防本部 柏崎市消防団</p>	<p>1 住民等に対する広報に関する事</p> <p>2 住民等の避難、屋内退避等の誘導に関する事</p> <p>3 緊急時医療活動に対する協力に関する事</p> <p>4 救急及び救助活動の実施に関する事</p> <p>5 発電所を含む即時避難区域（P A Z）及び避難準備区域（U P Z）の消火活動に関する事</p> <p>6 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関する事</p>	<p>消防総務課</p>
<p>新潟県</p>	<p>1 新潟県防災会議原子力防災部会に関する事</p> <p>2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関する事</p> <p>3 原子力防災に関する訓練の実施に関する事</p> <p>4 通信連絡網の整備に関する事</p> <p>5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事</p> <p>6 発電所周辺地域における環境条件の把握に関する事</p> <p>7 原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関する事</p> <p>8 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の整備及び維持に関する事</p> <p>9 県原子力災害警戒本部の設置・廃止に関する事</p> <p>10 県原子力災害対策本部の設置・廃止に関する事</p> <p>11 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関する事</p> <p>12 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関する事</p>	<p>原子力安全対策課 " " " " " " " " " " " "</p>

	13 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入に関する こと	原子力安全対策課
	14 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入に 関すること	// //
	15 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること	//
	16 環境放射線モニタリングに関すること	福祉保健部
	17 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること	//
	18 原子力災害医療措置に関すること	農地部
	19 飲食物の摂取制限等に関すること	
	20 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関す ること	農林水産部
	21 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関す ること	原子力安全対策課 産業労働部
	22 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること	福祉保健部 農林水産部
	23 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること	原子力安全対策課 福祉保健部
	24 防災業務関係者の被ばく管理に関すること	原子力安全対策課 原子力安全対策課
	25 汚染物質の除去及び除染に関すること	福祉保健部
	26 各種制限措置の解除に関すること	農林水産部
	27 市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言 に関すること	原子力安全対策課
	28 県管理一般国道及び県道の通行の確保に関すること	土木部
	29 損害賠償請求等に必要な資料の取りまとめに関する こと	原子力安全対策課 農林水産部 産業労働部 観光文化スポーツ 部
	30 風評被害等の軽減に関すること	農林水産部 産業労働部 観光文化スポーツ 部
	31 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関 すること	産業労働部 観光文化スポーツ 部 農林水産部
	32 心身の健康相談に関すること	福祉保健部
	33 物価の監視に関すること	総務部
(教育庁)	34 教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の 普及・指導に関すること	保健体育課
	35 児童、生徒の退避及び避難に関すること	//
	36 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関する こと	総務課
(県警察)	37 緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関 すること	警備第二課
	38 警戒区域、防護対策を講ずるべき区域における警戒 警備に関すること	//
	39 交通規制、緊急交通路の確保に関すること	交通規制課
	40 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会 への職員の派遣に関すること	警備第二課

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口	
指定 地方 行政 機関	関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること 2 警察庁及び他管区警察局との連絡調整に関すること 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること 4 警察通信の確保及び統制に関すること	
	北陸農政局	1 農地、家畜、農林水産物等への影響に関する情報収集及び報告に関すること 2 農林産物の安全性に係る風評被害の防止に関すること	企画調整室
	東京航空局新潟空港事務所	災害時における航空に関する措置に関すること	
	東北経済産業局	1 電気の安定供給に関すること 2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関すること	総務企画部総務課
	第九管区海上保安本部	1 海上における救助、救急活動及び依頼等に基づく活動の支援に関すること 2 船舶等に対する緊急通報並びに避難及び立入制限に関すること 3 海上における応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保 4 海上における緊急時モニタリングへの協力に関すること	警備救難部環境防災課
	東京管区气象台 新潟地方气象台	気象、地象、水象に関する情報の収集及び伝達に関すること	
	信越総合通信局	災害時における非常無線通信の確保に関すること	
	新潟労働局	労働災害防止に関する指導監督に関すること	
	北陸地方整備局	1 災害時における一般国道指定区間の通行確保に関すること 2 災害時における一般国道指定区間の道路利用者に対する情報提供に関すること	
	陸上自衛隊第30及び第2普通科連隊	1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること	第3科

海上自衛隊新潟基地分遣隊	2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること	警備科
航空自衛隊新潟救難隊	3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること 4 緊急時モニタリングへの協力に関すること	飛行班

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
指定 公共 機関	東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	災害時における鉄道の緊急輸送確保に関すること
	東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	災害時における緊急通話の確保に関すること
	日本赤十字社	災害時における医療救護に関すること
	日本放送協会	災害時における広報活動に関すること
	東日本高速道路株式会社	災害時における高速自動車道の輸送路確保に関すること
	東北電力ネットワーク株式会社柏崎電力センター	災害時における電力の供給の確保に関すること
	日本通運株式会社	災害時における緊急輸送の確保に関すること
	日本郵便株式会社	災害地における郵政業務の確保、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策に関すること
指定 地方 公共 機関	柏崎土地改良区	水門、水路、ため池、農業用ダム等の施設の防災管理並びに災害復旧に関すること
	北陸瓦斯株式会社柏崎支社	1 都市ガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時における都市ガスの安定的供給に関すること
	一般社団法人新潟県LPガス協会	1 LPガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時におけるLPガスの安定的供給に関すること
	新潟交通株式会社 越後交通株式会社 頸城自動車株式会社 新潟運輸株式会社 中越運送株式会社 上越運送株式会社	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること

	頸城運送倉庫株式会社 公益社団法人新潟県トラック協会	
	株式会社新潟放送 株式会社新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 株式会社柏崎コミュニティ放送 株式会社新潟日報社	災害時における広報活動に関する事
	一般社団法人新潟県医師会 一般社団法人新潟県歯科医師会 公益社団法人新潟県薬剤師会	災害時における医療救護に関する事
	公益社団法人新潟県看護協会	災害支援ナースの派遣に関する事
	公益社団法人新潟県助産師会	災害時における助産に関する事及び妊産婦、新生児等の保健指導に関する事
その他	株式会社柏崎日報社 朝日新聞柏崎通信局 読売新聞柏崎通信部 毎日新聞社柏崎通信部	災害時における広報活動に関する事
公共的団体	えちご中越農業協同組合 新潟県漁業協同組合柏崎支所 新潟県農業共済組合中越支所 柏崎地域森林組合 酪農にいがた農業協同組合柏崎支所	1 災害情報及び各種措置の伝達に関する事 2 汚染農林畜水産物の出荷制限等、応急対策の協力に関する事
及び	柏崎商工会議所 柏崎市商工会	1 災害情報の各種措置の伝達に関する事 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、幹旋に関する事
防災	社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会	1 災害情報及び各種措置に関する事 2 ボランティアの幹旋及び調整に関する事
災害上	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の協力に関する事
重要な	一般社団法人柏崎市刈羽郡医師会	1 災害時における医療救護に関する事 2 災害時のこころのケアに関する事
施設の	一般診療所・病院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事 2 災害時における負傷者等の医療救護に関する事
管理者	柏崎建設業協同組合 柏崎管工事業協同組合 柏崎市指定排水設備組合	災害時における応急復旧の協力に関する事

川内貯水池の管理者 谷根ダムの管理者 赤岩ダムの管理者	ダム操作等施設の防災管理に関すること
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること
自主防災会（町内会）	1 防災活動への協力に関すること 2 避難誘導への協力に関すること 3 避難所運営への協力に関すること 4 防災知識の普及に関すること

原子力事業者の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
東京電力ホールディングス株式会社	1 原子力施設の防災管理に関すること 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること 3 関係機関に対する情報の提供に関すること 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣に関すること 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること 9 汚染物質の除去等に関すること	安全総括部 防災安全グループ

第9節 用語の解説

この計画における主な用語は、次のとおりとする。

用語	解説
安定ヨウ素剤	放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こすおそれがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。
甲状腺	前頸部に位置し、喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。
スクリーニング	放射性物質が放出された後のO I Lに基づく避難の際に、避難や一時移転する者の汚染状況を確認することも目的として実施される検査。

プルーム	気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団
放射性物質拡散予測情報	周辺環境の地勢や気象データを考慮して、放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを予測した情報
環境放射線モニタリング	原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。 原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリング（緊急時モニタリング）がある。
モニタリングポスト	原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近等に設置され放射線の連続モニタを備えた野外測定設備のこと。 （据え付け型と追加の測定用の可搬型の2種類がある。）
EAL	緊急時活動レベル（Emergency Action Level）のこと。避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準。
OIL	運用上の介入レベル（Operational Intervention Level）のこと。放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準。
確定的影響	一定量以上の放射線を受けると、必ず影響が現れる現象をいう。受けた放射線の量が多くなるほど、その影響度（急性障害）も大きくなる。
確率的影響	放射線を受けたとしても、必ずしも影響が現れるわけではないが、受ける量が多くなるほど影響が現れる確率が高まる現象をいう。
要配慮者	高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、入院患者、外国人等をいう。（災害対策基本法第8条第2項第15号関係）
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。 （災害対策基本法第49条の10関係）
施設敷地緊急事態要避難者	PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者。 ア 要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者 ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者
緊急時対応センター（ERC）	緊急事態が発生した場合に、原子力施設の情報や放射性物質の拡散状況に関する予測・モニタリング結果等を収集し、これをもとに、避難指示等の住民の防護対策の立案や、物資等の緊急輸送の調整等に当たる拠点として、原子力規制委員会に設置される。
オフサイトセンター（OFC）	緊急時に、国、地方公共団体、防災関係機関、原子力事業者などが情報共有と応急対策の検討を効率的に行うための拠点施設。「緊急事態応急対策等拠点施設」という。新潟県では、「新潟県柏崎刈羽原子力防災センター」が指定されている。
避難所	被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。

避難経由所	広域避難者を適切な避難所に誘導するために避難所の前に向かう目的地であって、避難者への情報提供等の機能を有する施設
防災業務関係者	緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、スクリーニング、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等。
緊急事態応急対策	<p>原災法第 26 条第 1 項第 1 号から第 8 号に示される事項で、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策。</p> <p>（緊急事態応急対策の例：放射線量の測定、被災者の救難、交通の規制、緊急輸送の確保、放射性物質による汚染の除去等）</p>